明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委八）　二
○店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第三条の二第四号及び第七条の二第四号の規定に基づき、その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものを次のように定める件（金融庁一〇）　三
○店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第七条第三項及び第八条第四項の規定に基づき、金融商品取引業者等のうち金融庁長官の指定する者及び金融庁長官の定める取引を次のように定める件（同一一）　三
○資金決済に関する法律施行令第三十条第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限を定める件（同一二）　四
○日本国に帰化を許可する件（法務五四）　三
○サント島における水力発電施設建設計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とバヌアツ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務八九）　四
○ラオス人民民主共和国における洪水被災地域における食料供給強化及び農業インフラ整備計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同九〇）　四
○カンボジア王国における洪水被災コミュニティへの食料安全保障及びコミュニティに基づく復旧支援計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同九一）　五
○パキスタン・イスラム共和国におけるアフガン難民及びホストコミュニティに対する保護、教育及び生計支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（同九二）　五
○ボスニア・ヘルツェゴビナ政府に対する贈与に関する日本国政府とボスニア・ヘルツェゴビナ政府との間の書簡の交換に関する件（同九三）　五
○ラオス人民民主共和国における技術改善及び女性のエンパワーメントを通じたラオスにおける国境管理能力向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同九四）　五
○カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国におけるメコン河流域洪水対策能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とメコン河委員会との間の書簡の交換に関する件（同九五）　五
○バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県テクナフ郡におけるホストコミュニティ及びミャンマーからの避難民のための水供給及び配水システム整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（同九六）　五
○シハヌークビル港船舶航行安全システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同九七）　五
○無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書の交換に関する件（同九八）　六
○酒類業構造転換支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件（財務七二）　六
○健康保険組合の合併を認可した件（厚生労働八〇）　七
○健康保険組合の名称を変更した件（同八一）　七
○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同八二）　七
○保安林の指定をする件（農林水産三九二～三九九）　八
○保安林の指定を解除する件（同四〇〇）　九

（以下次のページへ続く）